

## 白石市認可外保育施設利用者助成金のお知らせ


令和8年4月から国の無償化制度を拡充する形で、白石市独自の助成事業が始まりました。認可外保育施設利用者の皆様は、国の無償化（施設等利用給付認定）と白石市の助成金申請の2種類の申請が対象となりますので、確認の上、申請いただきますようお願いいたします。企業主導型保育施設をご利用の方は、国の無償化申請方法が異なりますので、施設へお問い合わせください（市の助成金申請方法はこのお知らせのとおりです）。

対象：白石市に住民登録があり、保護者の就労などにより保育の必要性があるお子さん  
必要となる申請：

 …国の給付       …市の助成金

0歳～2歳

住民税「非課税」世帯…   ※国と市の申請が必要

住民税「課税」世帯…  ※市の申請のみ

3歳～5歳

全世帯…   ※国と市の申請が必要

※国の無償化（施設等利用給付）では、食事代は対象外となるため、市と国、両方の申請が必要となります。国から保育料が、市から食事代が助成されることとなります。

※年齢は4月1日時点での年齢です。

※都道府県に設置の届出がされていない施設は助成対象外です。

### 1. 助成金額

国の給付（施設等利用給付費）との合計額が0～2歳児は42,000円、3～5歳児は37,000円が上限（月額）となります。保育料・食事代の実費負担額と上限額のいずれか低い金額が助成金額となります。

例1) 保育料30,000円、食事代5,000円の施設で、国と市どちらも対象の3歳児の場合  
37,000円 $\geq$ 35,000円（上限以内）国から30,000円、市から5,000円助成

例2) 保育料35,000円、食事代5,000円の施設で、国と市どちらも対象の3歳児の場合  
37,000円 $<$ 40,000円（上限超える）国から35,000円、市から2,000円助成

→食事代3,000円は施設に支払う

## 2. 支払方法

①償還払い:保護者が施設に支払った保育料等を、後日、保護者からの請求に基づいて市が保護者名義の口座に支払う(市への請求方法は別途お知らせします)

②代理受領:保護者の同意を得て、利用施設が保護者に代わって市に請求し、市は施設の設置者名義の口座に支払う。

施設により支払方法が異なりますので、施設にご確認ください。原則として3か月分を年4回お支払いします。

## 3. 申請方法

①白石市認可外保育施設利用者助成金交付申請書(様式第1号)

②保育の必要性を証明する書類 ※国、市、両方の申請をする方は1部で結構です。

①と②を、施設利用開始日の14日前の日までに、こども未来課(白石市役所1F)へ提出してください(郵送でも受け付けます)。

※市の助成事業ではマイナンバーを証明する書類の添付は不要です。

※保育の必要性、提出書類については市ホームページでご確認ください。

## 4. その他

市の助成金は年度ごとに申請が必要となります。保育の必要性を証明する書類もご提出ください。国と市、どちらも対象の方は、国の無償化制度の現況確認は不要とします。

※国の無償化制度は、認定区分(新2号・新3号)ごとに1回の申請となりますが、毎年、保育の必要性があることの確認(現況確認)を行う必要があります。




申請回数は原則1回(認定区分ごと)。毎年、保育の必要性があることの現況確認が必要(証明書類提出必要)



申請は毎年度必要(保育の必要性があることの証明書類提出必要)

市ホームページもご覧ください

白石市 無償化 

### 【お問い合わせ先】

白石市教育委員会教育部こども未来課 Tel.0224-22-1363  
〒989-0292 白石市大手町1-1  
E-mail:kodomomirai@city.shiroishi.miyagi.jp